

香川県における水道広域化

香 川 県

香川県内の水道事業の現況



| 項目 | H26年度 |
|----------------------------------------------|------------------------------|
| 水道事業 | 上水道 16 簡水 15 用供 2 |
| 給水人口 (H55予測) | 約97万人 (75万人) |
| 水道普及率 | 99.3% |
| 基幹管路の 耐震化率 (全国平均) | 14.5% (22.5%) |
| 香川用水 受水比率 | 49.4% |
| 水道料金 家庭用 20m ³ 使用 1月(税抜) | 最低 2,570円 最高 4,194円 |

5市38町

(市町村合併 H14年4月～H18年3月)

8市9町

県内水道事業の課題と水道広域化の効果

現 況

- 人口減少による給水収益の減少
- 香川用水の取水制限の頻発化、県内水源の供給力の低下
- 施設の老朽化に伴う大量更新
- 全国平均を大きく下回る施設耐震化
- 施設整備水準や水道料金に格差
- 今後10年間で約半数の職員が定年

課 題

- ➔ 業務の効率化，経営基盤の強化
- ➔ 香川用水の取水制限等への対応
- ➔ 施設の計画的な更新
- ➔ 早急な耐震化の推進
- ➔ 施設整備水準やサービスの平準化
- ➔ 職員数の最適化と技術の継承

県内水道事業の広域化

【効 果】

- 業務共同化や計画的・効率的な施設更新による更新費削減 ➔ 料金値上げの抑制
- 水源の一元管理や管理体制強化による安全な水道水の安定供給
- 事業規模拡大による効率的な人員配置や人材育成
- 湧水や災害時の危機管理体制拡大，窓口の利便性拡大

広域化により、運営基盤の強化や住民サービス水準の向上を図る

水道広域化の検討経緯

H20 ・ 県水道局及び市町水道担当者による**水道広域化勉強会**を開始(H20.12.25)

H21 ・ トップ政談会（市長グループ）において水道広域化検討開始の要請（H21.11.9）
・ トップ政談会（町長グループ）において知事から水道広域化検討呼びかけ（H21.11.24）

H22 ・ 水道関係の専門家による**香川県水道広域化専門委員会**の設置(H22.2.13)
・ 県内水道のあるべき姿の検討開始
・ 日本水道協会香川県支部から知事へ水道広域化について要望

H23 ・ 香川県水道広域化専門委員会から知事へ提言「**香川県内水道のあるべき姿に向けて**」(H23.3.18)
・ **香川県水道広域化協議会**の設置(H23.8)

H24 ・ 香川県水道広域化協議会「**県内水道の広域化に関する基本方針等の中間とりまとめ**」(H25.2.7)

H25 ・ **香川県広域水道事業体検討協議会**の設置（県及び直島町を除く16市町で構成）(H25.4)

H26 ・ 香川県広域水道事業体検討協議会「**広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ**」（H26.10）

H27 ・ **香川県広域水道事業体設立準備協議会（法定協議会）**設置（直島町を除く14市町と県で構成）

H28 ・ 香川県広域水道事業体設立準備協議会へ新たに2市が加入（直島町を除く全市町が協議会参加）

香川県水道広域化専門委員会の提言

(H 2 3 年 3 月 1 8 日)

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|-------|------|--------------|
| 委員長 | 安藤 茂 | 水道技術センター専務理事 |
| 委員長代理 | 細井由彦 | 鳥取大学教授 |
| 委員 | 角道弘文 | 香川大学教授 |
| 委員 | 佐藤裕弥 | 浜銀総研 |
| 委員 | 宮田 要 | 公認会計士 |



平成22年2月13日から、平成23年3月8日まで、委員会を5回開催して、香川県における水道事業の広域化について専門的かつ客観的な見地から、協議・検討、提言を行った。

香川県内水道のあるべき姿に向けて（提言）

（ポイント）

水道事業には多くの課題があり、各水道事業者が単独で対応するには限界があることから、香川県内水道のあるべき姿の理想形として、県内1水道を目指すべき。

水道事業の課題を克服するためには「広域化」が有効な手段であり、離島を含めた香川県全域を対象とした「広域化」を推進すべき。

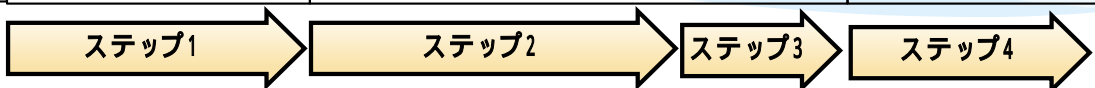
広域化に向けては、大規模事業者が中心となって取り組むことが望まれ、県の水道政策担当部局も積極的に関与し調整的な役割を果たすことが期待される。

経営状況が悪化してからの広域化は、各事業者間の調整がより困難となることが予想されるので、香川県全体における収益的収支が赤字に転じる前までに新たな運営母体を設立すべき。

「広域化」の実現に向けて、できるだけ早期に着手し、切れ目なく取り組むため、準備作業として、首長等関係者による「広域化」実現のための協議の場を設定し、協議を開始すべき。

水道広域化の進め方

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 年度 | ～平成22年度 | 23～24年度 | 25～26年度 | 27～29年度 | 30～39年度 | 40年度～ |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|-------|



平成20年12月
事務レベル勉強会

平成21年11月
トップ政談会

平成22年2月
県水道広域化
専門委員会設置

平成23年3月
県水道広域化
専門委員会
提言

平成23年8月 香川県水道広域化協議会
 構想を検討
 専門委員会の提言を受けて、広域化の基本方針や運営母体の

平成25年4月 香川県広域水道事業体検討協議会
 広域水道事業及び事業体に関する基本的事項について協議検討

広域化に関する合意形成

香川県広域水道事業体設立準備協議会設置等に係る諸手続き

平成27年4月 香川県広域水道事業体設立準備協議会
 共同化業務のシステム整備などの実施
 ○企業団の規約、関係条例案、申請書などの設立準備及び
 ○施設整備計画の策定
 ○財政運営・水道料金・費用負担等の決定

広域化基本協定

企業団設立等に係る諸手続き

企業団設立

厚生労働大臣の水道事業認可等

平成30年4月 企業団による業務開始
 県内一水道

市町間格差の是正
 一定の範囲に揃える
 財政状況や施設の整備水準を

県内統一料金へ

広域化に関する合意形成

(H23年8月～H27年3月)

香川県水道広域化専門委員会
提言 (H23年3月)



香川県水道広域化協議会
(知事及び8市9町長で構成)
(H23年8月～)
提言を受けて検討協議



香川県水道広域化検討協議会
(知事及び8市8町長で構成)
(H25年4月～)
「広域水道事業及びその事業体
に関する基本的事項のとりまとめ」を了承



香川県広域水道事業体
設立準備協議会へ

広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項
のとりまとめ (H26年10月)

(ポイント)

広域水道事業体の運営母体の組織形態は「企業
団」とし、経営の効率化、水道施設の最適化を図
り、経営基盤を強化する。

運営の効率化を図るとともに、水源の一元管
理、円滑な水融通を行うため、各水道事業体ごと
に整備している浄水場や水源施設について、広域
的な観点から再編整備する。

国庫補助(10年)を活用して、遅れている水
道施設の更新・耐震化を計画的に実施、地域間の
円滑な水融通を行うための広域水道施設を整備。

当初10年間は、各事業体ごとに区分経理を行
い、事業体間の公平性を保つため、区分経理終了
時の内部留保資金を料金収入の50%にする。区
分経理終了後、水道料金を統一。(一体経理)

一般会計繰出金をルール化。

上水道事業に統合された簡水は引き継ぐ。

水道用の資産負債は企業団に無償で引き継ぐ。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置

(H27年4月~)

(概要)

地方自治法第252条の2の2第1項による法定協議会（議会議決を経て設置）

広域水道事業体の設立に係る連絡調整、広域水道事業体が経営する広域的な水道事業に係る計画の策定に関する事務を行う。

関係団体の首長で構成。会長は知事、副会長は高松市長、関係市町長は委員。幹事会は、関係団体の部長級職員等で構成し、協議会に諮る案件を協議・調整する。

課長会は、関係団体の課長級職員等で構成し、幹事会に諮る案件を協議・調整する。

協議会の事務局は、関係団体から派遣等された職員で構成し、協議会の協議資料の作成等を行う。（県6人、高松市2人、市町各1人）

作業班は、総務、危機管理、営業業務、給水装置、工事執行体制、運転管理、水質管理の7班、個別専門的な事項について調査検討を行い事務局に報告する。

香川県広域水道事業体設立準備協議会の意思決定

香川県広域水道事業体設立準備協議会（関係団体の首長で構成）
広域水道事業体に関する重要事項を決定



幹事会（関係団体の部長級職員等で構成）
協議会に諮る案件を協議・調整



課長会（関係団体の課長級職員等で構成）
幹事会に諮る案件を協議・調整



事務局（関係団体の職員で構成）
広域水道事業体の設立準備、協議案の作成、連絡調整

| | | | | | | |
|----|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| 総務 | 作 危機管理 | 営業業務 | 業 給水装置 | 工事執行 | 班 運転管理 | 水質管理 |
|----|-----------|------|-----------|------|-----------|------|

協議会での検討内容（概要）

協議会での検討内容（概要）

（スケジュール）

H29年11月頃企業団設置、H30年4月水道事業開始に向けて、広域化スケジュールに従って準備を進める。

（組織体制）

企業団設立に合わせ、本部を高松市に設置する。

事業開始当初は各団体の水道部局課を出張所とし、事業開始2年後、ブロック統括センターを設置し、出張所業務を集約する。

（財政運営）

事業体間の公平性を確保するため、企業団が業務を開始するH30年度からH39年度までの10年間は、旧事業体ごとに区分経理を行う。区分経理期間に、旧事業体間の施設整備状況や財政状況の格差を是正し、同期間終了後に水道料金を統一（一体経理）する。

同期間終了時には、旧事業体ごとに、内部留保資金を料金収入の50%以上、企業債残高を同3.5倍以内を達成する。

同期間中、厚生労働省の交付金を活用するとともに、料金値上げの著しい旧事業体は、総務省の基準に基づき一般会計から繰出しを行う。

協議会での検討内容（概要）

協議会での検討内容（概要）

（施設整備）

厚生労働省のアセットマネジメントを参考に更新基準を設定し、更新基準に基づき、水道施設の更新・耐震化を行う。

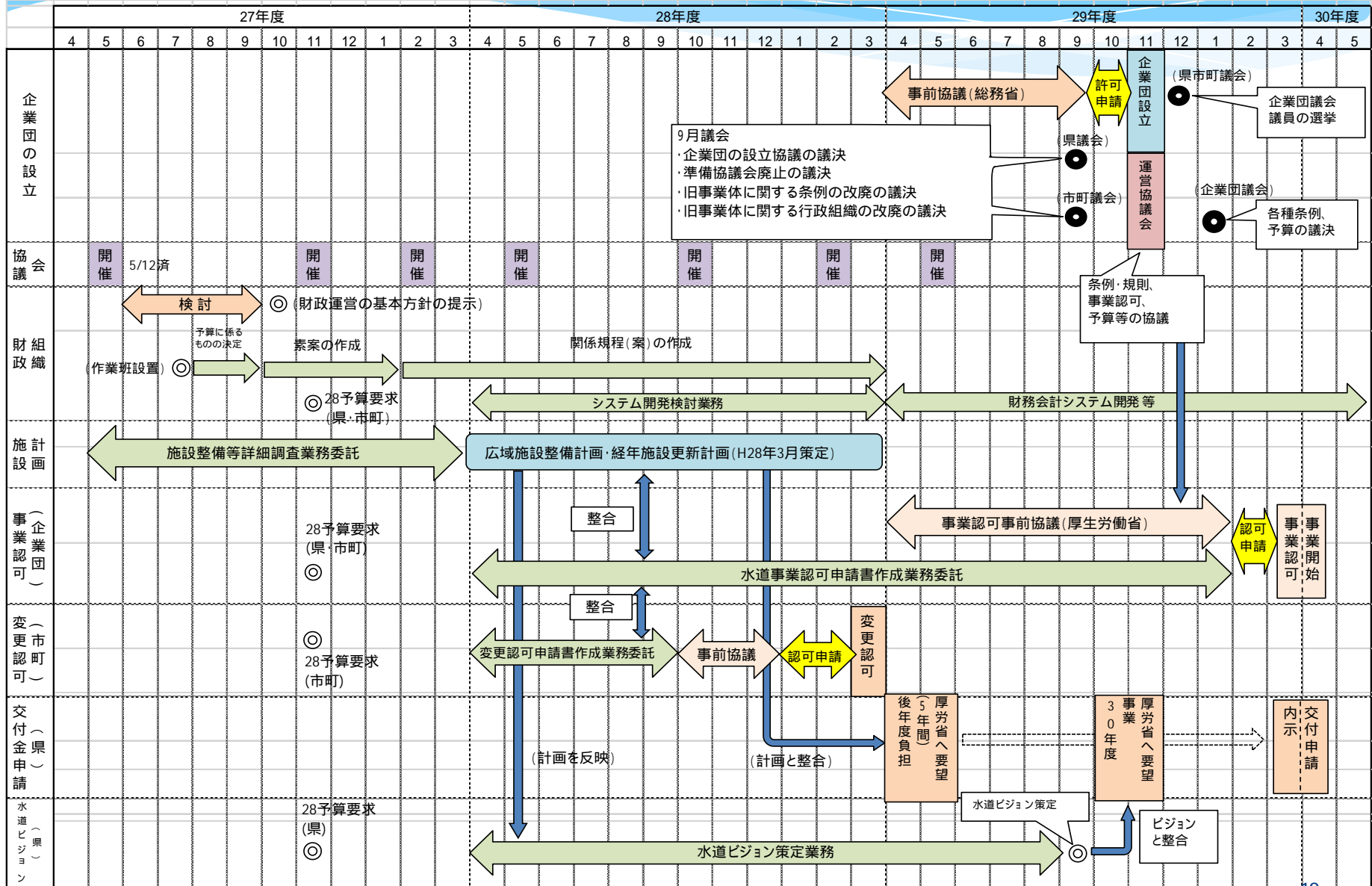
更新基準に基づき、H55年度までに必要となる更新事業費を算出するとともに、「経年施設更新計画」を策定。

水源の一元管理や円滑な水融通を行うため、浄水場や連絡管などの再編整備を行う「広域水道施設整備計画」を策定。

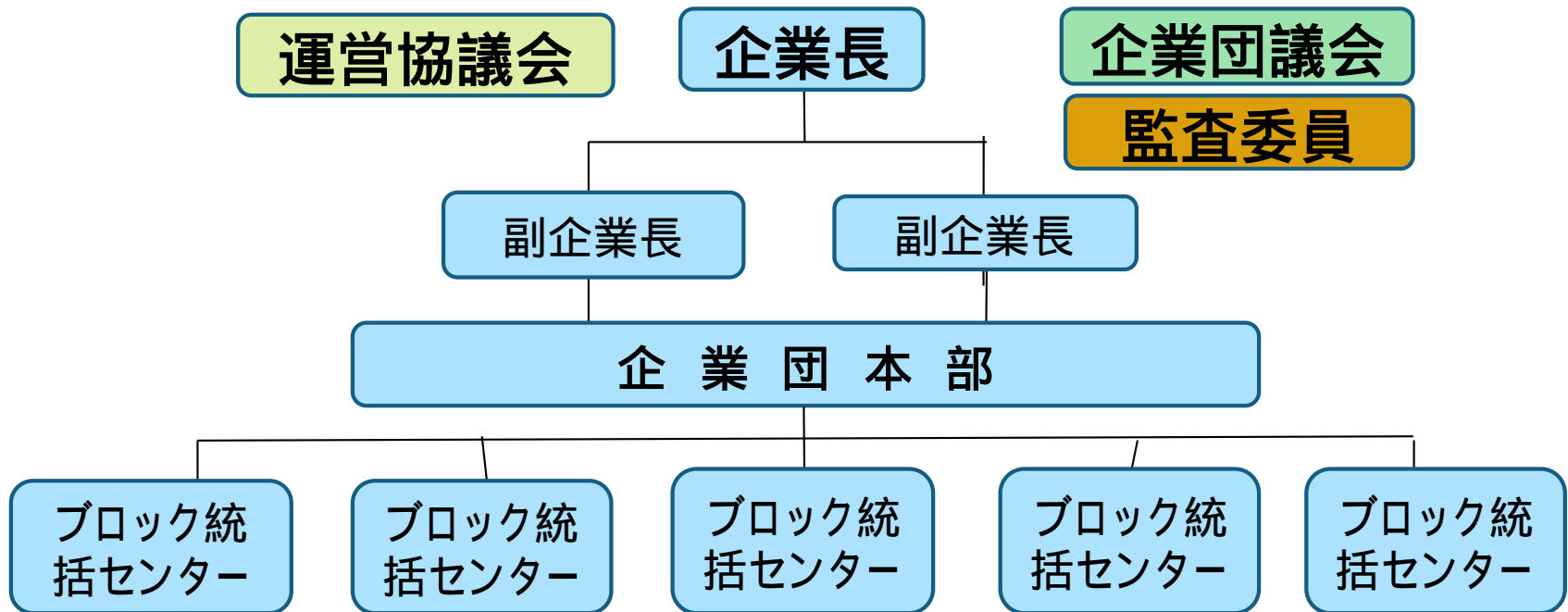
（財政収支の試算）

財政運営の方針、施設整備の方針等に基づき、事業運営を行った場合の財政収支を試算。試算では、供給単価と家庭用20m³使用水道料金について、これまでどおり単独経営を行った場合と広域化を行った場合を比較。

広域化スケジュール



企業团组织体制のイメージ（ブロック統括センター設置時）



企業団職員については、設立当初は、構成団体からの職員派遣で対応し、一定期間経過後、企業団への身分移管、企業団による新規採用を検討。

経年施設更新計画

(経年施設更新計画策定の基本的な考え方)

小規模浄水場を停止し、比較的規模の大きな浄水場の機能を効率的に活用することにより更新需要を抑制する。(広域水道施設整備計画に反映)

更新需要のピーク時期や規模を踏まえ、施設区分(浄水場、配水池、ポンプ場、管路)ごとに重要度や優先度を勘案した更新基準を設定し、更新需要の平準化を行う。

更新基準は、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況調査」を参考に設定。

更新基準に基づき、H55年度までに更新が必要な施設について、更新事業費を算出する。(事業費は、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き(H23年12月厚生労働省水道課)」により算出する。)

広域水道施設整備計画



財政収支の試算結果（平成28年3月）

供給単価の推移



広域化に必要な施設整備費用を平成30～39年度に計上しているため、必要となる企業債借入額の増加に伴う支払利息、減価償却費が増加。一方、広域化による更新事業費の削減効果や、交付金、繰出金により、広域化モデルは単独経営よりも供給単価が低く抑えられる。平成55年度時点で、単独経営の場合と比較して広域化モデル1では73円、広域化モデル2では74円(約26%)の削減が見込まれる。

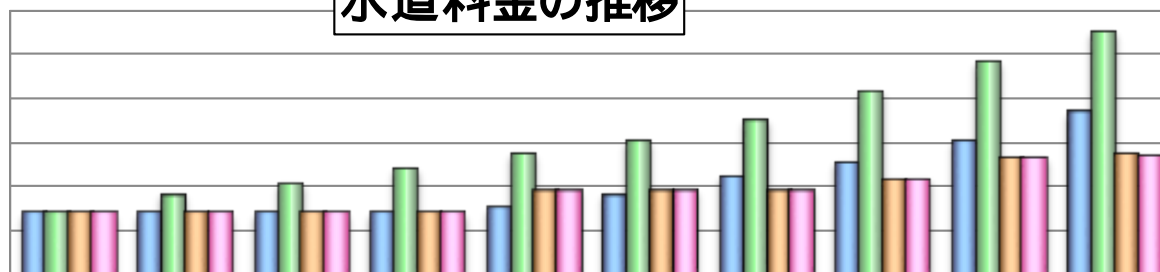
財政収支の試算結果（平成28年3月）

A市の例

水道料金(円/月)

5,000
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000

水道料金の推移



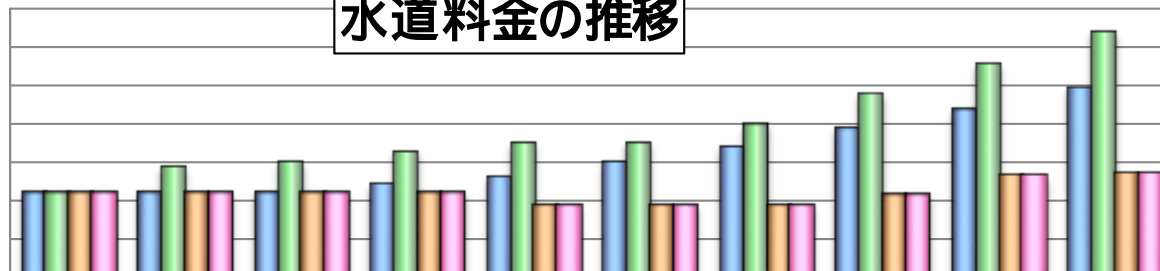
| | H27 | H31 | H34 | H37 | H40 | H43 | H46 | H49 | H52 | H55 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■単独経営(モデル1) | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,748 | 2,909 | 3,102 | 3,263 | 3,520 | 3,841 |
| ■単独経営(モデル2) | 2,700 | 2,909 | 3,021 | 3,198 | 3,359 | 3,520 | 3,761 | 4,082 | 4,420 | 4,757 |
| ■広域化(モデル1) | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,951 | 2,951 | 2,951 | 3,079 | 3,318 | 3,366 |
| ■広域化(モデル2) | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,951 | 2,951 | 2,951 | 3,079 | 3,318 | 3,350 |

B市の例

水道料金(円/月)

5,500
5,000
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000

水道料金の推移



| | H27 | H31 | H34 | H37 | H40 | H43 | H46 | H49 | H52 | H55 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■単独経営(モデル1) | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,207 | 3,314 | 3,492 | 3,688 | 3,955 | 4,205 | 4,472 |
| ■単独経営(モデル2) | 3,100 | 3,439 | 3,510 | 3,634 | 3,741 | 3,741 | 4,009 | 4,401 | 4,775 | 5,202 |
| ■広域化(モデル1) | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 2,951 | 2,951 | 2,951 | 3,079 | 3,318 | 3,366 |
| ■広域化(モデル2) | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 2,951 | 2,951 | 2,951 | 3,079 | 3,318 | 3,350 |